

平成 27 年 4 月 23 日

屋久島山岳部利用対策協議会
会長 荒木耕治 殿

(公社) 屋久島観光協会ガイド部会
部会長 満園 茂

屋久島町から示された「入山協力金」の制度導入反対に関する要望書

屋久島の前岳部の鮮やかな新緑が美しい季節となり観光シーズンの幕開けです。貴職におかれましては、屋久島の観光行政にはご尽力いただき感謝申し上げます。さて、屋久島町入島税等検討会議における検討を踏まえた、屋久島町としての基本的な考え方が示されました。

その、屋久島町の基本的な考え方として、平成 28 年度から制度導入をする。制度導入実施に向けての、諸課題は屋久島山岳部利用対策協議会等に検討・依頼するとあります。それを受けて、平成 27 年度第 1 回屋久島山岳部利用対策協議会の協議予定事項 (2) として「屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金への移行について」の議案が提案されています。

この件に関して、屋久島町入島税等検討会議は終了していて要望書提出も出来ない状況で今後の諸課題に関する実務的な検討が屋久島山岳部利用対策協議会等に委ねられている事から、(公社) 屋久島観光協会ガイド部会として、平成 27 年 4 月 20 日に平成 27 年度通常総会を開催し「入山協力金」導入について議案として協議しました。

その協議結果として、今般、屋久島町入島税等検討会議における検討を踏まえて、屋久島町から示された「入山協力金」制度については、内容的に到底理解できるもので無く同意する事が出来ず今般の内容での「入山協力金」制度導入には反対が総会決議です。ただ、山岳部のトイレ尿尿搬出の資金が底を付いている事も承知しているので、より良いシステムを構築して、28 年度から制度導入する事には同意するものです。

そこで、観光協会として、ガイド部会の総会決議を尊重し、屋久島の山岳部の環境保全に関する財源捻出等の検討会議を立ち上げ代案等を提示することを、観光協会 4 役会議で確認したところです。

基本的に、観光客にお願いする事ですので、観光客の皆様にご理解していただける制度内容でなければ協力金等は成功しません。

屋久島山岳部利用対策協議会の構成員として、観光協会全体で検討部会を立ち上げ代案を提示したいと考えますので、時間的猶予を頂きますよう強く要望します。

今回の「入山協力金」制度に関する幾つか問題点を提起させていただきます。

まずは、総体的には、屋久島町入島税等検討会議は、屋久島町長の選挙公約でもあり屋久島の山岳部の環境保全に取り組む強い施政から、屋久島町長が幅広い関係機関等の有識者に委嘱し高い次元での「屋久島町入島税等検討会議」であったと認識していました。

「当初入島時に屋久島にお越しいただく方を特定し、環境保全等のために必要な財源を負担していただく入島税の導入に向けての検討会議」で始まったと理解しています。

色々協議されてきたとは承知していますが、誠に恐縮で、失礼かとは思いますが残念ながら、屋久島町長から委嘱を受けた高い次元での「屋久島町入島税等検討会議」の結論としては、はなはだ内容的に失望しています。

第 5 回屋久島町入島税等検討会議の議事録を読ませ頂くと、一般の委員からは素晴らしい

意見も多く出されているにも関わらず、事務局が第6回に提出した、事務局議案は、施設管理者としての意見が強く反映され、第5回で検討された観光客並びに地元一般者目線の意見が反映されていない内容での「入山協力金」制度になっていて観光客等へご理解いただく内容とは到底言えません。

今回の制度に関する問題点を5点ほど指摘させていただきます。

- (1) 山岳信仰の対象でありとあるが、信仰を理由に協力金・募金を求めるのは、信教の自由に反する話で、政教分離の観点からも、憲法上も断じて許されるものでない。
 - (2) 山小屋のし尿処理が主な用途であるにもかかわらず、実際にはほとんど山小屋を利用しない縄文杉日帰り登山者や、携帯トイレを推奨されている宮之浦岳登山者から集めようという mismatch が全く解消されていない。
 - (3) そもそも登山者は観光客であり、山岳部のトイレは観光施設である。鹿児島県においても山岳部の施設整備は観光課が行っていたものである。従って山岳部のトイレのし尿処理は、観光行政の範疇で対応すべき問題である。屋久島町では基幹産業として観光収入関連から多くの税収を得ているはずである。本来は山岳部のし尿処理もその税収の中から、対処すべきであるにも関わらず、全てを山岳部保全募金に頼るといって町の果たすべき責任を放棄した対応を取っている。山岳部のトイレは国の補助金を受けて鹿児島県の観光課が整備したものであるが、その際に維持管理は町が行うという約束である。山岳部保全募金で不足する分については速やかに町が補填をして、処理すべき問題である。というよりも、むしろ町が行う処理で不足する分を募金・協力金で補うというのが本来の筋である。
- しかるに今回の入山協力金の議論においても商工観光課長は入っておらず、観光客から入山料を取るにもかかわらず、観光行政の視点を欠いた、管理者サイドだけの上から目線のゆがんだ計画となっており、行政の対応としてありえないものである。
- (4) 観光客に協力金を求めるにもかかわらず、観光客に対して快適なトイレなどの山岳部での施設の快適性の提供については全く言及されていないといった、人に物を頼んで、なんら見返りを約束しない、ぼったくりと言われてもしょうがないような内容であり、とても恥ずかしくて世界遺産の島で誇れる内容ではない。
 - (5) 合わせて登山者に限定して入山料を徴収するやり方では、多くの収入を見込まず、林野の環境整備推進協力金を補うことができない。このため入山協力金と環境整備推進協力金が並立し、観光客にとっては理解しがたい制度となり、過重な負担を求めることとなる。

以上のように非常に問題が多く、対外的にも恥ずかしく、かつ将来にわたって禍根を残すこのような計画は、とても認めることができない。本来の入山料の発想に立ち戻り、屋久島に来る全ての観光客から広く協力金を集めて屋久島の世界遺産の保全に当て、観光客の皆様には快適な屋久島観光を約束する屋久島の全ての山岳部を含む世界遺産環境保全協力金にすべきと考える。

そのような夢のある協力金であれば、観光協会のガイド部会のみならず、宿泊、レンタカー、観光バス、タクシー等全ての観光業者が一致団結して協力を惜しまない。

屋久島観光関係者が一枚岩となって協力を求めれば、登山者だけから姑息に協力金を集めるよりもはるかに多くの収入が見込め、林野の環境整備推進協力金をも飲み込んで一本化することができると考えます。この件に関してもガイド部会総会決議事項です。

こうした本来のあるべき姿に協力金計画を戻す事が慣用だと考えます。

以上、強く要望いたします。

再考下さるようお願い申し上げます。